

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 13 日 (金) 第 88 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告

## 示

|   |                 |    |
|---|-----------------|----|
| ○保安林の指定の解除  | (森づくり推進課取扱い)    | 1  |
| ○保安林の指定施業要件の変更 (2件)                               | (森づくり推進課取扱い)    | 2  |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定                                  | (森づくり推進課取扱い)    | 2  |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止                           | (高齢者生き生き推進課取扱い) | 3  |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定                          | (高齢者生き生き推進課取扱い) | 3  |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止                         | (高齢者生き生き推進課取扱い) | 3  |
| ○肥料の登録の有効期間の更新                                    | (経営技術課取扱い)      | 4  |
| ○家畜伝染病予防法に基づく検査の実施 (11件)                          | (畜産課取扱い)        | 4  |
| ○県営土地改良事業の計画の決定 (2件)                              | (農地整備課取扱い)      | 8  |
| ○道路の区域の変更   | (道路維持課取扱い)      | 9  |
| ○土砂災害警戒区域の指定 (2件)                                 | (砂防課取扱い)        | 9  |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定 (2件)                               | (砂防課取扱い)        | 10 |
| ○臨港地区内の分区の指定の変更                                   | (港湾空港課取扱い)      | 11 |
| ○都市計画臨港地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (2件)                      | (都市計画課取扱い)      | 11 |
| ○都市計画道路事業の認可                                      | (都市計画課取扱い)      | 11 |
| ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止                            | (南薩地域振興局取扱い)    | 12 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 | (南薩地域振興局取扱い)    | 12 |
| ○道路の位置指定  | (始良・伊佐地域振興局取扱い) | 13 |
| ○建設業法に基づく監督処分                                     | (監理課取扱い)        | 13 |
| ○鹿児島県公報第60号 (令和元年11月29日付け) の一部訂正 (※)              | (免許試験課取扱い)      | 13 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第235号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 解除に係る保安林の所在場所  
南さつま市坊津町秋目字山神482番 (次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役

所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第236号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西之表市住吉字小倉山4578番
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第237号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
熊毛郡中種子町田島字東川口3445番1，字揚野尾3544番22
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第238号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
大島郡瀬戸内町大字嘉徳字市道379番，380番1，大字篠川字能佐66番1，66番3，77番，大字秋徳字井口610番，大字節子字ウツ826番，833番1，834番

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第239号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事業所                |              | 指定居宅サービス事業者  |                 |        | 廃止年月日     | サービスの種類 |
|--------------------|--------------|--------------|-----------------|--------|-----------|---------|
| 名称                 | 所在地          | 名称           | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名 |           |         |
| デイサービス海の道          | 鹿屋市海道町820番地  | 株式会社デイサービス海道 | 鹿屋市海道町820番地     | 高野 洋子  | 令和2年3月20日 | 通所介護    |
| ホームヘルパーステーションわかまつ園 | 薩摩川内市東開町3番1号 | 社会福祉法人ひまわり会  | 薩摩川内市宮里町3048番地9 | 若松 大介  | 令和2年3月31日 | 訪問介護    |
| 訪問看護ステーションいっぽ      | 出水市昭和町35番5号  | 株式会社PROJECTS | 出水市昭和町35番5号     | 田島 誠   | 令和2年3月31日 | 訪問看護    |

### 鹿児島県告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事業所                     |                | 申請者       |                 |        | 指定年月日     | サービスの種類 |
|-------------------------|----------------|-----------|-----------------|--------|-----------|---------|
| 名称                      | 所在地            | 名称        | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名 |           |         |
| 星空の里共生型通所介護事業所          | 伊佐市大口宮人463番地33 | 社会福祉法人大一会 | 伊佐市大口宮人463番地133 | 大保潤一郎  | 令和2年2月1日  | 通所介護    |
| アクティブハウス R 短時間運動型デイサービス | 曾於市大隅町岩川6564-4 | 合同会社アール   | 曾於市大隅町岩川6553-7  | 河合 貴也  | 令和2年2月17日 | 通所介護    |

### 鹿児島県告示第241号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事業所           |             | 指定介護予防サービス事業者 |             |        | 廃止年月日     | サービスの種類  |
|---------------|-------------|---------------|-------------|--------|-----------|----------|
| 名称            | 所在地         | 名称            | 主たる事務所の所在地  | 代表者の氏名 |           |          |
| 訪問看護ステーションいっぽ | 出水市昭和町35番5号 | 株式会社PROJECTS  | 出水市昭和町35番5号 | 田島 誠   | 令和2年3月31日 | 介護予防訪問看護 |

## 鹿児島県告示第242号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

| 登録番号        | 更新後の登録の有効期限 | 肥料の種類  | 肥料の名称    | 保証成分量（%）               | その他の規格                             | 生産業者                         |               |
|-------------|-------------|--------|----------|------------------------|------------------------------------|------------------------------|---------------|
|             |             |        |          |                        |                                    | 氏名又は名称                       | 住所            |
| 鹿児島県肥第1255号 | 令和8年3月18日   | 蒸製毛粉   | フェザーミール  | 窒素全量 12.5              | 該当なし                               | 株式会社<br>ジャパン<br>ファーム         | 曾於郡大崎町益丸651番地 |
| 鹿児島県肥第1256号 | 令和8年6月1日    | 肉骨粉    | チキンミール   | 窒素全量 10.0<br>りん酸全量 5.0 | 該当なし                               | 株式会社<br>ジャパン<br>ファーム         | 曾於郡大崎町益丸651番地 |
| 鹿児島県肥第1303号 | 令和8年3月10日   | 副産石灰肥料 | たまごのから肥料 | アルカリ分45.0              | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 株式会社<br>ジェイ・<br>エイチ・<br>ブライト | 始良市東餅田2358番地  |

## 鹿児島県告示第243号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ病及び結核病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛
- 検査の方法  
ブルセラ病にあつては急速凝集反応検査、酵素免疫測定法、疫学的検査又は臨床検査、結核病にあつてはツベルクリン検査、疫学的検査又は臨床検査
- 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

## 鹿児島県告示第244号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲  
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。
- 2 検査の方法  
酵素免疫測定法，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

**鹿児島県告示第245号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，馬伝染性子宮炎の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法  
細菌学的検査，血清学的検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

**鹿児島県告示第246号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法  
凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

**鹿児島県告示第247号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，豚のオーエスキー病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有

者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚（オーエスキー病にかかっていない旨の証明書<sup>を</sup>を有するものを除く。）で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
- (2) 県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

ラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

鹿児島県告示第 248 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により，高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

家きん（鶏，あひる，うずら，きじ，だちょう，ほろほろ鳥及び七面鳥）

(2) 範囲

県内で家きんを 100 羽以上（だちょうについては，10 羽以上）飼養する農家で，別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法，寒天ゲル内沈降反応検査，その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

鹿児島県告示第 249 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により，蜜蜂<sup>そ</sup>の腐蛆病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養され，転飼をしようとする蜜蜂及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める蜜蜂

2 検査の方法

肉眼検査，細菌学的検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日 |
|--------|-------|
|        |       |

|         |  |
|---------|--|
| 県 下 全 域 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |
|---------|--|

**鹿児島県告示第250号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、アカバネ病，チュウザン病，アインウイルス感染症，イバラキ病及び牛流行熱の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
県内で飼育している越夏していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
- 2 検査の方法  
中和試験，ウイルス学的検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

| 実 施 す る 区 域 | 実 施 の 期 日  |
|-------------|--|
| 県 下 全 域     | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

**鹿児島県告示第251号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により，雄牛のブルセラ病，結核病，牛カンピロバクター症及びトリコモナス病，供卵牛の結核病，種豚のブルセラ病及びオーエスキー病並びに種馬の馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
種付け又は家畜人工授精の用に供し，若しくは供する目的で飼育している雄牛，雄豚及び雄馬で種畜検査を受検するもの並びに家畜受精卵移植の用に供する受精卵の採取の用に供する牛
- 2 検査の方法  
ブルセラ病にあつては凝集反応検査，酵素免疫測定法，疫学的検査又は臨床検査，結核病にあつてはツベルクリン検査，疫学的検査又は臨床検査，牛カンピロバクター症にあつては蛍光抗体法，培養検査，疫学的検査又は臨床検査，トリコモナス病にあつては顕微鏡検査，疫学的検査又は臨床検査，オーエスキー病にあつてはラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査，馬パラチフスにあつては凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

| 実 施 す る 区 域 | 実 施 の 期 日  |
|-------------|--|
| 県 下 全 域     | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

**鹿児島県告示第252号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚熱の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

豚

(2) 範囲

県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法，中和試験，その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

**鹿児島県告示第253号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ヨーネ病の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種付けの用に供し，又は供する目的で飼育している雄牛

(2) その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの

2 検査の方法

予備的抗体検出法，リアルタイムPCR法，ヨーニン検査，疫学的検査，臨床検査又は細菌検査

3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

**鹿児島県告示第254号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（中山間地域型）（農業用排水施設整備，農道整備及び区画整理）始良西部地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年3月16日から同年4月13日まで



3 縦覧場所  
始良市役所耕地課

**鹿児島県告示第255号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備）伊美第二地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 2 年 3 月 16 日から同年 4 月 13 日まで
- 3 縦覧場所  
和泊町役場耕地課

**鹿児島県告示第256号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和 2 年 3 月 13 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路の種類 | 路線名    | 変更の区間                                      | 変更前後の別 | 敷地の幅員    | 敷地の延長  |
|-------|--------|--|--------|----------|--------|
|       |        |  |        | (メートル)   | (メートル) |
| 県道    | 名瀬瀬戸内線 | 大島郡瀬戸内町大字篠川字尾崎683番4地先から同町大字阿室釜字浜崎216番1地先まで | 前      | 5.4～33.6 | 819.8  |
|       |        |  | 後      | 5.4～33.6 | 819.8  |
|       |        |  | 後      | 9.4～39.9 | 700.7  |

**鹿児島県告示第257号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により，次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土砂災害警戒区域の名称                            |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊             | 奄美市  | 急・アヤマル2及び急・金久3                         |
|                     | 大和村  | 急・田釜1                                  |
|                     | 龍郷町  | 急・数丸亦1，急・下嘉鉄亦1，急・上赤ツチ田1，急・上井グチ1及び急・角子7 |
| 土石流                 | 大和村  | 土・下畑1                                  |
|                     | 龍郷町  | 土・大瀧1，土・小勝山1及び土・小勝山2                   |

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第258号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称              |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊             | 奄美市  | 急・アヤマル2及び急・金久3                         |
|                     | 大和村  | 急・田釜1                                  |
|                     | 龍郷町  | 急・数丸亦1，急・下嘉鉄亦1，急・上赤ツチ田1，急・上井グチ1及び急・角子7 |
| 土石流                 | 大和村  | 土・下畑1                                  |
|                     | 龍郷町  | 土・大瀧1，土・小勝山1及び土・小勝山2                   |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第259号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称   |
|---------------------|------|---|
| 急傾斜地の崩壊             | 知名町  | 急・田皆1，急・下城5，急・下城6，急・下城7，急・田皆2，急・田皆3，急・田皆4，急・田皆5，急・田皆6，急・田皆7，急・正名1，急・正名2，急・住吉1，急・住吉2，急・住吉3，急・徳時1，急・大津勘1，急・大津勘2，急・田皆8及び急・瀬利覚2 |
| 土石流                 | 和泊町  | 土・内城1   |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁沖永良部事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第260号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称  |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊             | 知名町  | 急・田皆1，急・下城5，急・下城6，急・下城7，急・田皆2，急・田皆3，急・田皆4，急・田皆5，急・田皆6，急・田皆7，急・正名1，急・正名2，急・住吉1， |

|     |     |   |
|-----|-----|---|
|     |     | 急・住吉2，急・住吉3，急・徳時1，急・大津勘1，急・大津勘2，急・田皆8及び急・瀬利覚2 |
| 土石流 | 和泊町 | 土・内城1   |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁沖永良部事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第261号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、名瀬港の臨港地区内の分区の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、鹿児島県土木部港湾空港課及び大島支庁建設部建設課において公衆の縦覧に供する。

令和2年3月13日

名瀬港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 三反園訓

| 分 区 名  | 区 域          |
|--------|--------------|
| 商 港 区  | 奄美市名瀬矢之脇町の一部 |
| 修景厚生港区 | 奄美市名瀬矢之脇町の一部 |

### 鹿児島県告示第262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により屋久島町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 上屋久都市計画臨港地区
  - (2) 名称 宮之浦港臨港地区
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

### 鹿児島県告示第263号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により屋久島町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 屋久都市計画臨港地区
  - (2) 名称 安房港臨港地区
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

### 鹿児島県告示第264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

令和2年3月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称  
霧島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 国分都市計画道路事業  
 (2) 名称 3・4・11号新町線  
 3 事業施行期間  
 令和 2 年 3 月 13 日から令和 9 年 3 月 31 日まで  
 4 事業地  
 (1) 収用の部分  
 霧島市国分中央一丁目地内  
 (2) 使用の部分  
 なし

## 南薩地域振興局告示第 1 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 3 月 13 日

南薩地域振興局長 寺地浩一

| 事業所            |                                 | 指定障害児通所支援事業者                     |                            |        | 廃止年月日              | 障害児通所支援の種類         |
|----------------|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------|--------|--------------------|--------------------|
| 名称             | 所在地                             | 名称                               | 主たる事務所の所在地                 | 代表者の氏名 |                    |                    |
| ふたば            | 南九州市知覧町<br>西元字木佐貫原<br>14602番地 1 | 社会福祉法人あ<br>すなる福祉会                | 南九州市穎娃町<br>上別府字西場<br>6543番 | 山本 森満  | 令和元年<br>11月30日     | 児童発達<br>支援         |
| 療育センターゆ<br>めびか | 南さつま市加世<br>田本町43番地 6            | 特定非営利活動<br>法人 H A S 発達<br>支援センター | 南さつま市金峰<br>町尾下383番地<br>1   | 松田 翠   | 令和元年<br>12月31日     | 児童発達<br>支援         |
| 療育センターゆ<br>めびか | 南さつま市加世<br>田本町43番地 6            | 特定非営利活動<br>法人 H A S 発達<br>支援センター | 南さつま市金峰<br>町尾下383番地<br>1   | 松田 翠   | 令和 2 年<br>3 月 31 日 | 放課後等<br>デイサー<br>ビス |

## 南薩地域振興局告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 3 月 13 日

南薩地域振興局長 寺地浩一

| 事業所                     |                            | 指定障害福祉サービス事業者    |                            |        | 廃止年月日          | 障害福祉サービスの種類                          |
|-------------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|--------|----------------|--------------------------------------|
| 名称                      | 所在地                        | 名称               | 主たる事務所の所在地                 | 代表者の氏名 |                |                                      |
| 障害者支援セン<br>ターすてっぷ       | 南九州市穎娃町<br>御領7483番地        | 社会福祉法人更<br>生会    | 南九州市穎娃町<br>別府4710番地 6      | 中村 邦彦  | 令和元年<br>5月31日  | 自立訓練<br>(生活訓<br>練)                   |
| 障害者自立支援<br>センターばれっ<br>と | 南九州市知覧町<br>郡字横井9047番<br>1  | 社会福祉法人敬<br>和会    | 南九州市知覧町<br>郡字横井9047番<br>1  | 松久保和俊  | 令和元年<br>10月31日 | 居宅介護<br>・重度訪<br>門介護・<br>行動援護         |
| 就労支援事業所<br>南風 i         | 南さつま市金峰<br>町高橋3075番地<br>35 | 株式会社南風ベ<br>ジファーム | 南さつま市金峰<br>町高橋3075番地<br>35 | 秦泉寺 弘  | 令和元年<br>12月31日 | 就労継続<br>支援 A 型<br>・就労継<br>続支援 B<br>型 |
| 南の大地                    | 指宿市開開十町                    | 特定非営利活動          | 鹿児島市谷山中                    | 満塩 玄   | 令和 2 年         | 就労継続                                 |

|        |        |            |       |      |
|--------|--------|------------|-------|------|
| 1225-2 | 法人大地の樹 | 央八丁目20番14号 | 1月13日 | 支援A型 |
|--------|--------|------------|-------|------|

## 始良・伊佐地域振興局告示第12号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 3 月 13 日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

| 指定の年月日             | 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名                                | 指 定 道 路                       |               |               |
|--------------------|--|-------------------------------|---------------|---------------|
|                    |  | 位 置                           | 延 長<br>(メートル) | 幅 員<br>(メートル) |
| 令和 2 年<br>2 月 13 日 | 霧島市溝辺町崎森<br>957番地10<br>有限会社岩元不動産<br>代表取締役<br>岩元さつき | 始良市加治木町木田字中<br>塩入475番1及び475番4 | 77.59         | 6.01～6.04     |

## 公 告

## 建設業法に基づく監督処分公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり処分をした。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 処分をした年月日          | 処分を受けた者 |                      |        |                       | 処分の内容  | 処分の原因となった事実  |
|-------------------|---------|----------------------|--------|-----------------------|--|--|
|                   | 商号      | 主たる営業所の所在地           | 代表者の氏名 | 許可番号                  |  |  |
| 令和 2 年<br>3 月 3 日 | 英開発株式会社 | 薩摩郡さつま町西新町<br>20番地12 | 羽子田英隆  | 鹿児島県知事許可（般-31）第14873号 | 建設業の許可のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る許可の取消し | 元代表取締役が許可の欠格要件に該当していたにもかかわらず、建設業許可の更新に係る建設業許可申請書の提出に当たり、役員等が欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した役員の略歴書を添付した。<br>このことは、建設業法第29条第1項第5号に該当する。 |

## 正 誤

令和元年11月29日付け鹿児島県公報第60号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 訂正箇所   | 誤            | 正   |
|-----|--------|--------------|-----|
| 9   | 下から5行目 | 改め、同様式備考3を削る | 改める |